

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2022年9月）

日 時： 2022年9月20日（火）～22日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山崎 浩一

IASB 会議（2022年9月）傍聴報告

日時：2022年9月20日（火）～22日（木）

スケジュール：別紙参照

2022年9月20日～22日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。9月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 持分法
- のれんと減損
- IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定
- 資本の特徴を有する金融商品
- 基本財務諸表
- IASB 作業計画のアップデート
- IFRS 第15号の適用後レビュー
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第9号の修正）
- 採掘活動
- 維持管理及び一貫した適用
- 料金規制対象活動

【9月20日（火）】

持分法

（背景）

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）における持分法会計について適用上の疑問点が聞かれていることから、IASB は 2020 年 10 月の IASB ボード会議において、適用上の疑問点を識別し、どの問題に対処するのかを決定すること、IAS 第 28 号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の疑問点に対処することを決定した。2021 年 6 月の IASB ボード会議では、IAS 第 28 号の定めから識別された諸原則、及びこれらの原則が適用されない状況において企業が持分法会計をどのように適用するのかを導くための追加の原則の開発方法について議論が行われた。

2022 年 4 月の IASB ボード会議より、適用上の疑問点についての議論が開始された。IASB は、投資者が関連会社に対する追加的な所有持分を重要な影響力の変動を生じさせずに購入する場合の持分法の適用について、関連会社に対する投資を購入の累計として測定するアプローチ（選好するアプローチ）を選択し、スタッフに対して、選択したアプローチが適用上の疑問点にどのように適用されるのかに関してさらなる分析を進めること、及びこれと並行して検討された代替的なアプローチ（関連会社に対する投資を単一資産として、購入日における公正価値で再測定するアプローチ）を適用した場合の影響を検討するよう要請した。

（今回の会議における主な論点）

以下に掲げる 2 つの適用上の疑問点についての議論を継続した。

- 重要な影響力を保持しながら関連会社に対する持分を処分する場合の、投資のうち認識の中止を行うべき部分の測定方法
- 投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産の変動に持分法を適用する方法

また、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）及び IAS 第 28 号の要求事項を適用する際に、投資者は関連会社への子会社の売却から生じる利得及び損失をどのように認識すべきかという適用上の疑問点についての議論を開始した。

（主な暫定決定事項）

部分的な処分－認識の中止を行うべき部分の測定方法

IASB は、重要な影響力を維持しながらの取得及び処分に対する持分法の適用についての選好するアプローチが、関連会社に対する投資の当初測定時及び事後測定時にどのように適用させるのかをさらに検討することとした。

投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産の変動

IASB は、資本性金融商品の発行により生じる投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産の変動への持分法の適用方法について議論した。

IASB は、投資者の所有持分が増加し、かつ重要な影響力を保持する場合には、選好するアプローチを適用する投資者は当該増加を追加の持分の購入として認識することになると暫定的に決定した。また、投資者の所有持分が減少し、かつ重要な影響力を保持する場合には、選好するアプローチを適用する投資者は当該減少を部分的な処分として認識することになると暫定的に決定した。

投資者と関連会社との間の取引－IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の要求事項の間の認知されている不整合

IASB は、関連会社への子会社の売却時に生じる利得及び損失を投資者がどのように認識するのに関する 4 つの代替案について議論した。IASB は、何も決定を求められなかった。

今後は、4 つの代替案を引き続き検討することとした。

(今後の予定)

IASB は、プロジェクトの方向性及びプロジェクトの範囲に含まれる他の適用上の疑問点について今後の会議で引き続き議論を行う。

のれんと減損

(背景)

IASB は IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下「DP」という。）を、2020 年 12 月をコメント期限として公表した。IASB ボード会議では、現在、2021 年 9 月に暫定決定された新たな再審議の計画に基づいて、DP に寄せられたフィードバックへの対応に関する議論が行われている。当該計画では、企業結合に関する潜在的な開示要求のパッケージについての暫定的な決定及びのれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析を優先して議論することとされている。

このうち、企業結合に関する開示に関して、追加調査のフィードバックでは、企業

結合の目的や事後の業績、期待されるシナジーに係る定量的な情報の開示は有用であるとの声が聞かれているものの、商業上の機密や将来予測的な情報を開示すること等の実務上の課題が指摘されている。この課題に関して、2022年7月のIASBボード会議では、利用者の情報ニーズや既存の開示の要求事項の有用性についての追加的な調査及び分析が示され、課題への対応のため、開示の対象となる企業結合の範囲を絞る案や一定の状況において開示の免除を認める案が検討された。

（今回の会議における主な論点）

DP において表明された企業結合に関する開示に関しての予備的見解のいくつかについて議論した。

（主な決定事項）

開示目的

IASB は、IFRS 第3号への2つの新たな開示目的の追加を提案することを暫定的に決定した。財務諸表利用者が次のことを理解するのに役立つ情報の開示を企業に要求することとなる。

- a. 事業を取得するための価格に合意した際に企業が企業結合から期待した便益
- b. 企業結合に関しての企業の目的が満たされている程度

企業結合に関する情報

IASB は次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第3号のB64項(d)における企業が「企業結合の主要な理由」を開示するという要求を、「企業結合を実行したことの戦略的根拠」を開示するという要求に置き換える。
- b. 企業結合の年度において、期待されるシナジーに関する定量的情報を企業が開示するという要求をIFRS第3号に追加する。

IASB は、「戦略的に重要な」企業結合について、企業が以下に関する情報を開示するという要求をIFRS第3号に追加する提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 当該企業結合に関しての経営者の目的
- b. 当該目的が満たされつつあるかどうかを経営者がモニターするために使用する指標及び目標

- c. その後の各期間（経営者が自らの目的と比較して企業結合をモニターしている間）において、経営者の目的がどの程度まで満たされつつあるのか（当該指標を用いて

「戦略的に重要な」企業結合

IASB は、「戦略的に重要な」企業結合とは、目的を満たせないと企業が全体的な事業戦略を達成することに対して深刻なリスクが生じるような企業結合であると暫定的に決定した。そのような企業結合を識別するために、IASB は閾値の項目を限定するリスト（それらの閾値のいずれかに該当する企業結合は「戦略的に重要」となる）の使用を提案することを暫定的に決定した。その閾値は、

- a. 定量的（すなわち、次のような企業結合）
 - i. 被取得企業の営業利益（IASB の基本財務諸表プロジェクトで定義される予定）が、当該企業結合の完了前に終了する取得企業の直近の事業年度について、取得企業の営業利益の 10%を上回る。
 - ii. 被取得企業の収益が、当該企業結合の完了前に終了する取得企業の直近の事業年度について、取得企業の収益の 10%を上回る。
 - iii. 取得したすべての資産（のれんを含む）について取得日に認識した金額が、当該企業結合の完了前の取得企業の直近の報告日現在で取得企業の貸借対照表に認識された資産の帳簿価額の 10%を上回る。
- b. 定性的（すなわち、企業が新しい営業地域又は新しい主要事業分野に参入する結果を生じさせる企業結合）

情報開示の免除

IASB は、企業が以下に関する情報を開示しないことを認める特定の状況における免除を提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業結合に関しての経営者の目的
- b. 企業結合に関しての目的が満たされつつあるかどうかを経営者がモニターするために使用する指標及び目標
- c. 企業結合から生じると期待されるシナジーに関する定量的情報

IASB は、以下に関する情報の開示については免除を提案しないことを暫定的に決定した。

- a. 企業結合の戦略的根拠
- b. その後の各期間における実際の業績（企業結合の目的が満たされつつあるかどうかを経営者がモニターするために使用する指標を用いて）

IASBは免除の設計について指示を与えた。特に、IASBはスタッフに次のことを指示した。

- a. ある情報項目の開示が企業結合に関しての企業の目的のいずれかを著しく損なうと予想できる状況において免除を認める
- b. 免除を適用指針で補足する

追加の検討を行わない代替案

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業結合の年度において定性的情報のみを開示することを企業に要求しない。
- b. すべての企業が情報を開示することを要求される指標を定めない。

（今後の予定）

2022年の第4四半期に、IASBは、のれんを会計処理するための減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解を進めるか、それとものれんの償却の再導入を検討するのかを決定する。

今後の会議でIASBは次のことに関して決定を行う。

- a. 企業結合に関する開示の他の諸側面
- b. 本プロジェクトをリサーチ・フェーズから基準設定フェーズに移すかどうか
- c. 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック

IFRS第9号の適用後レビュー — 分類及び測定

（背景）

IASBは、2020年11月に、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを開始した。本プロジェクトでは、第1フェーズにおいて、検討すべき主要な事項を識別して評価を行い、当該結果を情報要

請として公表した上で、市場関係者からコメントを求めることとしており、2021年9月30日に情報要請「適用後レビュー IFRS 第9号『金融商品』 分類及び測定」（以下「本情報要請」という。）が公表され、2022年1月28日にコメント期限が終了している。

本情報要請に対して、複数の論点に関するフィードバックが寄せられているが、2022年3月のIASBボード会議では本プロジェクトの第2フェーズとして、本情報要請に寄せられたコメントやアウトリーチなど他の協議活動を通じて収集した情報に基づき、IASBが審議を行う計画が示されており、当該計画に基づいて各論点に関する議論が2022年4月のIASBボード会議より開始された。また、本情報要請で具体的に扱われておらず、個別の論点として計画に示されていないその他の論点について、2022年の第3四半期に議論を予定している。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、IFRS 第9号における分類及び測定の要求事項に関するフィードバックの分析を継続し、情報要請で具体的に扱われていない要求事項を企業がどのように適用するのかに関してのフィードバックにおいて指摘された6つの事項について検討した。

- a. 認識の中止の要求事項の金融資産への適用
- b. 金融資産の決済として電子送金で受け取る現金
- c. 非金融商品項目を売買する契約
- d. 企業が公正価値変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品への投資に係る取引コストの会計処理
- e. 売買目的で保有する金融資産及び金融負債
- f. 購入又は組成した信用減損金融資産

IASBは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する上でのIFRS第9号の要求事項に関する2つの適用上の疑問点に関しての会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）からのフィードバックについても検討した。

- a. 疑問点1— 物価上昇について契約上調整される金利はレバレッジをもたらすかどうか
- b. 疑問点2— 政府が課したレバレッジ要因を含んだ金利はIFRS第9号で記述されている規制金利に該当するかどうか

（主な決定事項）

IASB は、今後行う IFRS 第 9 号の減損の要求事項の適用後レビューに対するフィードバックを分析する際に、購入又は組成した信用減損金融資産の論点については検討するが、他の論点及び ASAF で検討された 2 つの適用上の疑問点については追加の対応を行わないことを決定した。

（今後の予定）

今後の会議で、IASB はこの適用後レビューで検討されている残りのトピックに関してのフィードバックを分析する。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASB は、金融商品に関する負債と資本の分類規定の改善等を図ることを目的とし、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを進めている。この中で、IASB は 2018 年 6 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を、2019 年 1 月をコメント期限として公表した。その後、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックの分析が行われ、2019 年 10 月の IASB ボード会議でプロジェクトの計画が議論された。また、2020 年 12 月の IASB ボード会議において、本プロジェクトを基準設定プログラムに追加することを決定し、その後、開示の提案の考えられる精緻化や条件付決済条項及び適用される法律が契約条件に与える影響に関する論点について議論が行われてきた。

2019 年 10 月に議論されたプロジェクトの計画の中では、実務上の課題の 1 つとして、自己の資本性金融商品を償還する義務を含む金融商品の会計処理について議論するとされていた。IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）の第 23 項は、企業が現金又は他の金融資産で自己の資本性金融商品を購入する義務を含む契約を金融負債として認識することを求めているが、これに関連する会計処理について、実務上、多様性があることが確認されており、また、過去の議論において提示された多くの疑問点が未解決のままとなっている。

2022 年 7 月の IASB ボード会議では、企業が自己の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品（非支配持分に係る売建プット・オプションを含む）の会計処理について、IAS 第 32 号の第 23 項を適用する問題とこれらの問題を解決するために開発することが可能な考えうる明確化について議論を行った。

（今回の会議における主な論点）

企業が自己の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品（非支配持分に係る売建プット・オプションを含む）の会計処理について議論を継続した。

（主な暫定決定事項）

IASBは次のことを明確化するためのIAS第32号の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第23項は、異なる種類の企業自身の資本性金融商品の変動数で決済することが要求されている企業自身の資本性金融商品を償還する義務にも適用される。
- b. 所有持分に関連したリターンに対するアクセスを企業がすでに有しているのではない場合の、企業自身の資本性金融商品を償還する義務の当初認識時の会計処理。当該義務が非支配持分に関わるものである場合には、借方の仕訳は非支配持分以外の資本の内訳項目に対して認識される。企業が企業自身の株式を購入する他の義務の場合には、借方の仕訳は発行済資本金以外の資本の内訳項目に対して認識される。
- c. 企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの期限満了時において、
 - i. 当該金融負債は、プット・オプションの当初認識時の振替元であった資本の内訳項目と同じ内訳項目に振り替えられる。
 - ii. 当該金融負債の再測定に係る利益剰余金の累計額は、資本の他の内訳項目に振り替えることができるが、純損益には戻し入れない。

IASBは、企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約は、純額ではなく総額での表示を要求される旨を明確化することも暫定的に決定した。次の目的のためである。

- a. これらの金融商品の会計処理を、企業の統制が及ばない事象又は選択を条件とする他の義務の会計処理に合わせるため
- b. 財務諸表利用者が流動性リスクに対する企業のエクスポージャーを評価するのを助けるため

（今後の予定）

IASBは今後の会議でその他のトピックについて議論する。

基本財務諸表

（9月20日（火）、9月21日（水）に分けて実施）

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュ

ニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」を、2020年9月をコメント期限として公表した。本公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）を置き換えることになる。

2021年3月から本公開草案における提案の再審議が開始されており、純損益計算書における小計及び区分、経営者業績指標（MPM）、営業費用の分析、再現性が限定的な収益及び費用（通例でない収益及び費用）など、多くの論点につき議論が継続されている。

これまでの議論の中では、(1)純損益計算書における小計に関して、企業間の比較可能性などの観点から、営業区分のほか、投資区分及び財務区分に分類することを求める公開草案の提案を維持した上で、通常は投資区分又は財務区分に分類される項目につき、企業の主要な事業活動との関連で営業区分に分類する取扱いや、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業を報告企業の主要な事業活動と不可分かどうかに基づいて区分する公開草案の提案を進めず、その持分法損益を投資区分に分類する取扱いなどが検討されている。また、(2)営業費用の表示については、財務諸表利用者に有用な情報の提供を行う観点から、費用性質法及び費用機能法による分析が行えるよう、注記において開示する性質別の営業費用のすべてについて、純損益計算書の機能別に表示された各科目に含まれているその費用の金額を開示することを企業に要求するアプローチなどが検討されている。

（今回の会議における主な論点）

今回のボード会議では、次に関する提案について再審議を行った。

- 通例でない収益及び費用
- 特定の主要な事業活動を有する企業—関連会社及び共同支配企業
- 子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資
- 増分費用の分類
- 特定の小計
- 営業費用の表示

（主な暫定決定事項）

通例でない収益及び費用

IASB は、このプロジェクトの一部として通例でない収益及び費用についての具体的な要求事項を進めないことを暫定的に決定した。

特定の主要な事業活動を有する企業—関連会社及び共同支配企業

IASB は、特定の主要な事業活動を有する企業に対し、持分法を使用して会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を投資区分に分類するよう要求することを暫定的に決定した。

子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資

IASB は次のことを暫定決定した。

- a. 持分法を使用して会計処理していない関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用には、次の方法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用が含まれる旨を明確化する。
 - i. 取得原価で（IAS 第 27 号「個別財務諸表」（以下「IAS 第 27 号」という。）の第 10 項(a)）
 - ii. IFRS 第 9 号に従って（IAS 第 27 号の第 10 項(b)）
 - iii. IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で（IAS 第 28 号の第 18 項）
- b. 持分法を使用して会計処理していない子会社に対する投資からの収益及び費用を下記に分類することを要求する。
 - i. 子会社に対する投資が主要な事業活動ではない場合には、投資区分
 - ii. 子会社に対する投資が主要な事業活動である場合には、営業区分
- c. 持分法を使用して会計処理していない子会社に対する投資からの収益及び費用には、次の方法で 会計処理するすべての子会社からの収益及び費用が含まれる旨を明確化する。
 - i. 取得原価で（IAS 第 27 号の第 10 項(a)）
 - ii. IFRS 第 9 号に従って（IAS 第 27 号の第 10 項(b)）
 - iii. IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で（IFRS 第 10 号の第 31 項）
- d. 持分法を使用して会計処理する子会社に対する投資からの収益及び費用を企業が投資区分に分類することを要求する。

- e. 子会社、関連会社及び共同支配企業に投資することが主要な事業活動であるかどうかを評価するために、企業が子会社、関連会社及び共同支配企業をどのように区分するのかは、企業が測定基礎を決定するために投資を区分する方法（IAS 第 27 号の第 10 項）と整合させるべきであることを明確化する。

増分費用の分解

IASB は、企業が増分費用を投資区分に分類するという公開草案で提案した要求を撤回することを暫定的に決定した。

IASB はスタッフに、文案作成上の考慮事項として、投資区分に分類する収益及び費用の種類を説明することを依頼した。

特定の小計

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 104 項に列挙された特定の小計は経営者業績指標ではないという提案を確認する。
- b. 「営業損益並びに持分法を使用して会計処理する投資からの収益及び費用」を公開草案の第 104 項に列挙された特定の小計に追加する。
- c. 公開草案の B78 項で列挙された売上総利益に類似する小計の例示を確認する。
- d. 経営者業績指標が純損益計算書に表示されていない所定の小計と調整される場合には、企業はその所定の小計を財務業績の計算書に表示されている小計と調整することを要求される旨を適用指針において定める。企業は所定の小計に関して他の情報を開示することを要求されない。

IASB はスタッフに、注記で開示され財務業績の計算書では表示されない小計についての一般的な調整の要求を検討することも依頼した。

営業費用の小計

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 費用機能法についての記述における説明を拡張して、費用機能法が、消費された経済的資源に関連する活動に応じて営業費用の配分及び集約をどのように伴うのかを明確化する。
- b. 費用機能法を適用するにあたっての、基本財務諸表の役割並びに集約及び分解の原則を明確化するための適用指針を設ける。

- c. 売上原価を表示する期間中に費用として認識した棚卸資産の帳簿価額を売上原価に含めることを企業に要求する。
- d. 機能別の科目を表示する企業に対し、どのような種類の費用（性質に基づいて）が機能別の各科目に含まれているのかについての説明的な記述を開示することを要求する。

IASB は次のことを暫定決定した。

- a. 次の提案を確認する。
 - i. 営業費用を性質又は機能のいずれかに基づく分類を使用して純損益計算書に表示することを要求する。
 - ii. 営業費用のどの表示方法が最も有用な情報を提供するのかの決定に関しての適用指針（公開草案の B45 項に示した諸要因を含む）を含める
- b. 営業費用の混合表示を禁止する提案を撤回し、次のようにする。
 - i. どの方法を使用するかを検討する際に、基本財務諸表の役割を考慮することを企業に要求する。
 - ii. どのような場合に混合表示が最も有用な情報を提供する可能性があるのかの例を示す。
- c. 次のことを明確化するための適用指針を設ける。
 - i. 営業費用の報告期間ごとの継続的な表示を求める要求
 - ii. 混合表示を使用する場合の性質別科目の名称の付け方

（今後の予定）

IASB は本プロジェクトの提案を今後の会議で引き続き再審議する。

【9月21日（水）】

IASB 作業計画のアップデート

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことを検討した。

- 作業計画のアップデート
- 適用後レビュー（PIR）の目的、プロセス及び成果についての記述の明確化

- IFRS 第9号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第16号「リース」（以下「IFRS 第16号」という。）の PIR の時期

（主な暫定決定事項）

IASB 作業計画のアップデート

IASB は作業計画のアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

適用後レビュー — 目的及びプロセス

IASB は PIR の目的、プロセス及び成果についての記述の明確化について検討した。IASB はその明確化した記述を今後の PIR において使用するつもりである。IASB は何も決定を求められなかった。

IFRS 第9号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第16号の PIR の時期

IASB は IFRS 第9号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第16号の PIR の時期について議論した。IASB は次のことを決定した。

- 2023年後半に IFRS 第9号のヘッジ会計の要求事項の PIR の開始時期を検討する。
- 2023年後半に IFRS 第16号の PIR の開始時期を検討する。

（今後の予定）

IASB は作業計画についての次回のアップデートを2023年1月までに受ける予定である。

IFRS 第15号の適用後レビュー

（背景）

2014年5月、IASB は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第15号」という。）を公表し、2018年1月1日以降に開始する事業年度に本基準書の適用が要求されている。

2021年11月、IASB は、IFRS 第15号の適用後レビューを2022年後半に開始することを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IFRS 第15号の適用後レビューの第1フェーズの目的、活動及び予想される日程について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは2022年10月から2023年3月に利害関係者と会合することを計画しており、情報要請を2023年前半に公表する予定である。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正）

（背景）

2022年5月、IASBは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するためのIFRS第9号の「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」（SPPI）の要件の特定の側面を明確にするための基準設定プロジェクトを開始することを決定した。

これは、IFRS第9号の適用後レビュー－分類及び測定におけるフィードバックにおいて、ESG連動要素を有する金融資産に関して、サステナビリティに連動した利息がSPPIの要件を満たしているか否かの判断や、契約上リンクされている金融商品に関して定められたSPPIの要件に関して、当該金融商品を説明する用語（「複数」、「トランシェ」、「発行体」等）に様々な解釈があり適用される範囲が不明確であるなどの適用上の疑問点に対応するためであり、2022年7月のIASBボード会議においては、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関するIFRS第9号の要求事項をどのように明確化するかを検討するにあたり、基本的な融資の取り決めの概念、ノンリコース要素のある金融資産及び契約上リンクしている金融商品の特性について議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関するIFRS第9号の要求事項を明確化する方法について議論した。

（主な決定事項）

全般的な要求事項

IASBは次のことを明確化するようにIFRS第9号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」であるためには、基本的な融資の取決めは、たとえ企業が事業を行っている特定の市場においてそうした契約条件が一般的であるとしても、借手との関連がないリスク又は要因から生じるキャッシュ・フローの変動可能性を生じさせない。

- b. 契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額を変化させる契約条件を含んでいる金融資産は、次のすべてに該当する場合には「基本的な融資の取決め」と整合的となる。
- i. いかなる偶発事象から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローも、すべての状況において元本及び利息の支払のみである（すなわち、偶発事象の発生確率は考慮されない）。
 - ii. 偶発事象が借手に固有のものである。
 - iii. 契約上のキャッシュ・フローのいかなる変動可能性の時期及び金額も契約において決定可能であり定められている。
 - iv. 偶発事象から生じる契約上のキャッシュ・フローが、借手に対する投資又は原資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものでない。

IASBは、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価の特定の事実パターンにおける適用を例示するために、設例を追加することも暫定的に決定した。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

ノンリコース要素のある金融資産及び契約上リンクされた金融商品

IASBは、ノンリコース要素のある金融資産は次のようなものであることを明確化するためにIFRS第9号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 当該金融商品の存続期間全体を通じて、契約上の支払が履行されている状況及びデフォルト時の両方において融資者を原資産の履行リスクに晒す。
- b. 当該金融商品の存続期間にわたり契約上の支払を受け取る融資者の契約上の権利を、原資産が生み出すキャッシュ・フローに制限する。

IASBは、ノンリコース要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に企業が考慮する可能性のある関連性のある要因の例を含めることも暫定的に決定した。例えば、

- a. 借手の法的構成又は資本構成
- b. 原資産から見込まれるキャッシュ・フローが、金融資産の契約上のキャッシュ・フローを上回る程度
- c. 融資者からの借入に劣後する他の資金調達源（すなわち、借入）があるかどうか

IASBは、契約上リンクされた金融商品の構造に特有の特性は次のようなものであ

る旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 複数の契約上リンクされた金融商品の使用
- b. ノンリコース要素の存在
- c. ウォーターフォール支払構造を通じた支払の優先順位付け
- d. キャッシュ・フロー不足の場合に契約上の権利を不均衡に減少させる信用リスクの集中

（今後の予定）

IASBは要求事項の一層の明確化の可能性について引き続き議論する。

【9月22日（木）】

採掘活動

（背景）

IASBは、2015年のアジェンダ協議において、企業の探査及び評価（Exploration and Evaluation: E&E）の支出の会計処理には多様性があるというフィードバック及びIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS第6号」という。）の開示要求は利用者のニーズを満たすには不十分かもしれないというフィードバックを受けた。これを踏まえてIASBは、IFRS第6号を修正又は置き換えるためのプロジェクトを開始するかどうかを決定するのに役立つ情報を収集することを目的とした新たなリサーチ・プロジェクトを開始した。2021年9月のIASBボード会議において、IFRS第6号の2つの側面（a. より有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、E&Eの支出及び活動に関する開示目的及び開示要求を改善するための要求事項又はガイダンスの開発、b. IFRS第6号の暫定的な位置づけの解消）を探求することが決定され、2022年3月のIASBボード会議では、本プロジェクトを以下のように進めることが決定された。

- 第1フェーズ 2018年以降に受領した開示関連のフィードバックのデスクトップレビュー
- 第2フェーズ 利用者、作成者及び監査人への限定的なアウトリーチ
- 第3フェーズ 各国の基準設定主体への限定的なアウトリーチ

（今回の会議における主な論点）

IASB は次のことについて議論した。

- a. 本プロジェクトの第1フェーズからの発見事項
- b. 開示の提案
- c. IFRS 第6号の開示目的及び開示要求を改善するための要求事項又はガイダンスの開発に関する追加的なりサーチの計画

（主な決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、限定的な数の利害関係者（利用者、作成者、規制当局及び監査人を含む）と接触して、今回の会議で議論した提案をさらに検討することを計画している。

維持管理及び一貫した適用

金融資産の決済として電子送金で受け取る現金－今後のステップ

（背景）

IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）は、2021年9月の IFRIC Update において公表した要望書「金融資産の決済として電子送金で受け取る現金」（IFRS 第9号「金融商品」）に対する暫定的なアジェンダ決定に寄せられたコメントの検討を行った。その結果、ほぼすべての回答者が、委員会の技術的分析と結論に同意した一方で、アジェンダ決定を最終化することに対して多くの実務の混乱や意図しない結果が生じることを懸念する声が多く寄せられたことを踏まえ、委員会は、2022年6月にアジェンダ決定の最終化に関する投票に加えて、これらの懸念事項を IASB に報告することを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、要望書「金融資産の決済として電子送金で受け取る現金」（IFRS 第9号「金融商品」）についての委員会の議論及びコメント提出者のコメントを検討した。

（主な決定事項）

IASB は IFRS 第9号の適用後レビューの一部として狭い範囲の基準設定を検討することを決定した。

（今後の予定）

IASB は今後の会議で、考えられる狭い範囲の基準設定を検討する。

特約条項付の非流動負債（IAS 第1号の修正）：整理論点

（背景）

2010年11月、委員会はIAS第1号を改訂し、負債を流動又は非流動に分類するタイミングを明確にすることを検討するようIASBに要請した。この要請により、2012年と2015年に公開草案が提出され、2020年1月に「負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の修正）」（以下「2020年修正」という。）として最終化している。しかし、特定の事実パターン（財務制限条項など特約条項を満たしているかどうか）が事業年度の後の状況に基づいて判定される場合）においてどのように適用するのかを明確化するため、適用が延期されていた。

2020年12月に委員会は、特定の事実パターンに対する2020年修正の適用を説明するアジェンダ決定案を公表した。当該アジェンダ決定案に対し、2020年修正を適用した結果及び潜在的帰結について懸念するコメントを受け、2021年11月、IASBは2022年3月をコメント期限とする公開草案「特約条項付の非流動負債（IAS第1号の修正）」（以下「2022年修正」という。）を新たに公表した。

2022年7月のIASBボード会議において、2020年修正の発効日を2022年修正の発効日に合わせるために延期すること、発効日は2024年1月1日以後開始する事業年度とすることが暫定決定され、再公開を要しないと決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、特約条項付の非流動負債のプロジェクトの一部としてIASBが行うことを決定したIAS第1号の修正（2022年修正）の書面投票の間に識別された整理論点を検討した。具体的には、IASBは「負債の流動又は非流動への分類」においてIAS第1号に加えた修正（2020年修正）の早期適用に関する要求事項について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは次のことについて議論した。

- a. 2020年修正の早期適用を認める。

しかし

- b. 2022年修正の公表後は、2020年修正を早期適用する企業に2022年修正の適用も要求する。

（今後の予定）

IASBはこの2022年修正を2022年第4四半期に公表する予定である。

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」を、2021年7月をコメント期限として公表した。本公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年10月及び11月のIASBボード会議で、本公開草案に対するフィードバックについて議論が行われ、2021年12月のIASBボード会議で、本公開草案における提案の再審議の計画について、合計許容報酬及び範囲の2つの作業項目を優先して進めることの合意がなされた。合意された計画を踏まえ、2022年2月及び5月のIASBボード会議では、合計許容報酬に関する再審議の計画について議論した後、具体的なトピックの再審議が開始された。直近の2022年7月のIASBボード会議では、合計許容報酬の構成要素と、まだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターンについて議論がなされている。

（今回の会議における主な論点）

公開草案「規制資産及び規制負債」における提案とIFRIC第12号「サービス委譲契約」（以下「IFRIC第12号」という。）との相互関係について再審議した。

（主な暫定決定事項）

IASBは基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 当該基準書とIFRIC第12号との間の意図した相互関係を明確化する。すなわち、企業はまずIFRIC第12号を適用し、それから当該基準書の要求事項を残りの権利及び義務に適用して企業が規制資産又は規制負債を有しているかどうかを決定する。
- b. その相互関係を例示するための設例を含める。

（今後の予定）

IASBは本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

以 上

別紙 スケジュール

9月20日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
8:30-10:30	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 120 分→80 分）
10:30-10:45	休憩
10:45-12:00	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 75 分→75 分）
12:00-13:00	休憩
13:00-14:15	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 75 分→50 分）
14:15-14:30	休憩
14:30-15:15	IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3） （予定 45 分→15 分）
15:15-16:15	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 60 分→50 分）
16:15-16:30	休憩
16:30-18:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21A, 21F） （予定 120 分→82 分）

9月21日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
8:30-9:00	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） 適用後レビュー — 目的及びプロセス（アジェンダ・ペーパー8A） （予定 30 分→55 分）
9:00-9:30	IFRS 第 15 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6） （予定 30 分→55 分）
9:30-9:45	IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 16 号の適用後レビューの時期（アジェンダ・ペーパー8C） （予定 15 分→28 分）
9:45-10:00	休憩
10:00-12:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21B, 21C, 21D, 21E） （予定 120 分→120 分）

12:00-13:00	休憩
13:00-14:15	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21B, 21C, 21D, 21E） （予定 75 分→28 分）
14:15-14:30	休憩
14:30-16:00	金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第 9 号の修正） （アジェンダ・ペーパー16）（予定 90 分→25 分）

9月22日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
8:30-10:00	採掘活動（アジェンダ・ペーパー19） （予定 90 分→65 分）
10:00-10:15	休憩
10:15-11:15	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 60 分→30 分）
11:15-12:15	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9A） （予定 60 分→36 分）

以 上